

産 商 商 第 1 6 9 号

平 成 1 5 年 9 月 1 9 日

株式会社 ヒカリ屋

代表取締役 山崎 邦夫 様

京都市長 梶 本 頼 兼

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成15年3月28日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

#### 記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヒカリ屋山科店

京都市山科区榎ノ辻草海道町15

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成11年通商産業省告示第375号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

店舗の西側周辺路上で見受けられる違法駐輪については、歩行者等の通行の妨げとならないよう、周辺路上における違法駐輪対策の強化を図られることが望まれます。

## 意見理由

### 1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、都市計画上の商業地域及び第二種住居地域に立地しており、北側に低層住宅、道路を隔てて京都刑務所、事業所、店舗等が、西側には道路を隔てて共同住宅、店舗等が立地しているほか、南側に低層住宅及び田畑が、東側に果樹園や田畑が位置している

### 2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、地域活動への参加要請など、店舗に要望のある場合の要望方法についての質疑が交わされた。

### 3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

### 4 市の見解

今回の変更計画における、指針に掲げる事項との関連では、営業時間の延長により、一日あたりの総来客数が増加し、駐車場利用者や自転車等による来店客が増加すること、廃棄物等の排出量が増加すること及び昼間の等価騒音レベルの値が高くなることが予想される。

駐車場の利用者の増加については、営業実績からピーク時の来客数は増加しないと予想されるため、交通渋滞、駐車場の収容台数の不足は生じないと判断される。

駐輪場の収容台数については、すでに京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数を上回る台数が確保されているが、営業実績に見合った駐輪場の収容台数が設置されていないことから、今回、収容台数の増設を行っている。そのため、駐輪場の利用者の増加については、増設後の駐輪場の収容台数と営業時間延長後の営業実績から推計されるピーク時の来客数とを比較した結果、収容台数が上回っているため、不足は生じないと判断される。

廃棄物等の排出量の増加については、営業実績から現状の保管施設容量により対応可能であると判断される。

昼間の等価騒音レベルの値が高くなることについては、変更前の営業時間に対する増加時間の割合が20%であり、変更に伴う等価騒音レベルの上昇値が0.79dBと大きくないことや、室外機等の増設や位置の変更がないことから、周辺の地域の生活や事業活動に与える影響は少ないと判断される。

なお、店舗の西側周辺路上で見受けられる違法駐輪については、歩行者等の通行の妨げとならないよう、周辺路上における違法駐輪対策の強化を図られることが望まれる。